

（宛先）山口市長 様

山口市振り込め詐欺撃退電話装置貸出申請書

山口市振り込め詐欺撃退電話装置貸出要綱第5条の規定により、振り込め詐欺撃退電話装置の貸出を申請します。申請にあたっては、裏面の振り込め詐欺撃退電話装置貸出しに伴う誓約事項に同意します。

ふりがな				性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
氏名					
住所	〒				
連絡先	装置設置予定【固定電話番号】				
	携帯電話番号				
生年月日	年	月	日	年齢	歳
世帯状況	氏名	年齢	続柄	備考	
設置方法	設置を自分で行います ・ 設置を依頼します				
緊急 連絡先	① 氏名		電話番号		
	② 氏名		電話番号		
	③ 氏名		電話番号		
	④ 氏名		電話番号		

- 1 申請後に、市・警察で審査のうえ、装置貸出の可否について決定通知をお送りします。従って、申請の受付は装置の貸出を確約したものではありません。審査段階で、申請者宅へ電話又は訪問し、聞き取りをする場合があります。
- 2 装置の貸出期間は、装置の引渡しをした日から6箇月間となります。
- 3 装置設置を希望される場合は、市消費生活センター職員及び山口警察署、山口南警察署職員が訪問し設置します。

【 同 意 書 】

本申請書の提出にあたり、山口市が私及び私の世帯の住民登録情報を確認することに同意します。※この申請書の個人情報は装置の貸出手続き以外には利用いたしません。

署名 \_\_\_\_\_ 印

## 山口市振り込め詐欺撃退電話装置貸出しに伴う誓約事項

- 1 振り込め詐欺撃退電話装置（以下「装置」という。）は、振り込め詐欺等の特殊詐欺被害を防止するために使用し、その他の目的には使用しません。
- 2 装置は私自身の責任において大切に使用いたします。
- 3 装置を第三者へ転貸しません。
- 4 装置に不具合や誤作動等が生じた場合は、直ちに山口市消費生活センターへ連絡いたします。
- 5 貸出申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに山口市消費生活センターへ連絡いたします。
- 6 万一、破損（経年劣化による場合を除く。）・紛失した場合には、市が提示する実費（修理又は再購入価格相当分）を負担いたします。
- 7 使用期間が満了したとき、及び長期入院等の理由により装置を使用しなくなったときは、速やかに装置を返還します。

署名 \_\_\_\_\_ 印

処理欄	受付年月日		受付	
-----	-------	--	----	--